気象警報発令時の対応について

1 臨時休業の対象となる気象警報の種類

大雨

洪水

暴風

大雪

暴風雪

2 臨時休業となる条件

- (1) 正午現在、「<mark>加古川市・高砂市・稲美町・播磨町・明石市のいずれか</mark>」に上記の警報が1種類でも発令されている場合。
- (2) 正午以降始業時までに、「加古川市・高砂市・稲美町・播磨町・明石市のいずれか」に上記の警報が1種類でも発令された場合。
 - ※ 上記(1)または(2)の場合、始業時までに警報が解除された場合でも、臨時 休業とする。
- 3 定期考査期間中の扱い

定期考査期間中に臨時休業となった場合は、休業となった日の考査を、原則として考査期間最終日の翌日に実施する。

4 その他

加古川市・高砂市・稲美町・播磨町・明石市以外の市町から通学する生徒の居住 地域に警報が発令された場合、原則として当該生徒を公認欠席扱いとする。